

令和8年度「気候変動適応ワークショップ事業」委託業務仕様書

1 委託事業名

気候変動適応ワークショップ事業

2 委託業務の期間

令和8年4月22日～令和9年3月31日

3 業務の目的及び概要

気候変動の影響・適応分野における指導者を育成するとともに、県民への普及啓発を図り、地域に合った緩和策、適応策を考える機会を提供するため、一般県民や学生、教員、企業、自治体職員などを対象として、気候変動についてゲーム感覚で楽しく学ぶ教材「岡山県版気候変動のミステリー（以下「ミステリー」という。）」を使用した気候変動適応ワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を実施する。

4 委託事業の内容

(1) ワークショップの実施

令和6年度～7年度に開催したミステリー指導者向け研修会に参加した環境学習指導者等を講師として、ワークショップを開催する。

①対象

一般県民、学生（中学校・高校・大学）、教員、企業、自治体職員等

②開催回数

年3回程度

③講師

ミステリー指導者向け研修会に参加した環境学習指導者等。なお、受託者の職員を派遣し、ワークショップの内容・進め方等について、講師と事前打ち合わせを行うとともに、ワークショップ当日の講師の補佐を行うこと。

④ワークショップの内容

ミステリー指導者向けマニュアルに従うこと。なお、詳細については、県と協議の上、決定すること。

⑤広報

- ・ワークショップの参加者募集チラシを作成すること。なお、チラシの詳細な掲載内容については、県と協議の上、決定すること。
- ・チラシの他、WEB媒体やSNS等を活用して広報すること。広報にあたっては、費用対効果を勘案し、効果的に実施すること。

(2) 気候変動教育ミーティング（仮）（以下「ミーティング」という。）開催に向けた情報収集

気候変動適応の普及啓発を図るため、ミステリーを実施した環境学習指導者等からの活動報告や参加者同士の情報交流等を行うミーティングの開催を検討しており、開催に向け、気候変動に関するイベントへの出席、気候変動教育の先進県への聴取・訪問等により、ミーティングの内容が有意義なものとなるよう情報収集を行う。

5 業務に係る留意事項

- (1) 委託事業の実施に際して知り得た事実又は個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務実施にあたっては必要に応じて県と協議し、その指示に従って進めること。
- (3) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による県の承認を受けたときは、委託業務の一部を第三者に再委託することができる。

6 実績報告書等の提出

委託業務終了後、速やかにその実施状況が分かる実績報告書及び収支決算書を県へ提出すること。

7 委託限度額

1, 712, 209円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）